

**(問10) 特別支援学級で使用する教科書の選定・採択に当たっては、どのようなことに気を付けるとよいのですか。**

小・中学校の特別支援学級における教科書は、教育課程に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科書（以下「検定済教科書」という。）、文部科学大臣が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）及び学校教育法第107条の規定による教科書（以下「107条図書」という。）を使用します。

学校が教科書の選定を行い、設置者である教育委員会が採択を行うに当たっては、教科書は学校教育において教科の主たる教材として使用される重要なものであることを踏まえ、学習指導要領に則り、教育目標の達成上、児童生徒に最も適切な教科書を十分な調査研究に基づき選定・採択する必要があります。

なお、小・中学校の特別支援学級における107条図書の使用は、特別な教育課程を編成する場合で検定済教科書を使用することが適当でない場合に限られます。図6に、知的障害特別支援学級における教科書の使用の一般的な形態を示しています。107条図書を選定するに当たっては、下学年用の検定済教科書又は著作教科書(特別支援学校知的障害者用)の選定を十分考慮することが必要です。

下学年用の検定済教科書を使用する場合は、中学校の特別支援学級において小学校用の検定済教科書を使用する場合を含め、当該採択地区内の小学校又は中学校で使用している教科書と同一の教科書を使用することとなります。

107条図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下学年の検定済教科書</li> <li>・著作教科書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下学年の検定済教科書</li> <li>・著作教科書</li> </ul>
小学校		中学校

図6 知的障害特別支援学級における教科書の使用の一般的な形態

**留意事項 著作教科書（特別支援学校知的障害者用）の選定・採択**

著作教科書（特別支援学校知的障害者用）には、小学部は国語、算数、音楽、中学部は国語、数学、音楽があります。知的障害者を教育する特別支援学校の教育課程を参考に教育課程を編成した場合、小学校では、国語、算数、音楽については小学部用の著作教科書を、中学校では、国語、数学、音楽については中学部用の著作教科書を使用することとなります。その際、使用学年及び使用順序に留意する必要があります。

**使用学年**

学習指導要領の内容に基づき、小学部用は「こくご」「こくご」「こくご」「さんすう」「さんすう（1）」「さんすう（2）」「さんすう」「おんがく」「おんがく」「おんがく」に分かれており、第1学年から第6学年の間に教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始学年及び使用年齢は指定していません。中学部用は、「国語」「数学」「音楽」があり、第1学年から第3学年の間に教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始学年及び使用年数は指定していません。ただし、1冊を1学年以上にわたって使用します。

**使用順序**

「こくご」「さんすう」「おんがく」の使用後に「こくご」「さんすう（1）」及び「さんすう（2）」「おんがく」を使用し、「こくご」「さんすう（1）」及び「さんすう（2）」「おんがく」の使用後に「こくご」「さんすう」「おんがく」を使用することとなっています。なお、「さんすう（1）」「さんすう（2）」は1冊を分冊にしたものなので、2分冊を同時に給与し、2分冊を1学年以上にわたって使用します。

**留意事項 107条図書を選定・採択**

107条図書は、毎年度異なる図書を選定することができますが、次の事項に特に留意するとともに、選定・採択した図書が完全に供給可能であるかどうかを十分確認しておく必要があります。

児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

可能な限り系統的に編集されるとともに、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書の図鑑類、問題集等は適切でないこと。

上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書間の系統性にも配慮すること。

教科用として使用する上で適切な体裁の図書を選定するようにし、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは選定しないこと。

価格については、あまり高額なものに偏らないこと。分冊本は採択しないこと(拡大教科書を除く)。

**留意事項 107条図書を選定・採択**

特別支援学級において、知的障害者を教育する特別支援学校の教育課程を参考にして教育課程を編成した場合の「生活」「書写」「地図」「保健」「保健体育」等の取扱いは次のとおりです。

「生活」は全学年を通して実施する教科であり、各学年における採択は、第1学年が1種、第2学年・第3学年は2種まで、第4学年・第5学年・第6学年は3種まで採択することが可能です。

「書写」については、知的障害者を教育する特別支援学校の場合、学習指導要領にその内容はありませので、採択はできません。

「地図」については、検定済教科書又は107条図書のいずれかを採択するにしても、検定済教科書の給与形態と同様に、小学部では第4学年、中学部では第1学年で採択し、継続使用となります。

「保健」及び「保険体育」については、小学校第3学年から「保健」として、中学校第1学年から「保健体育」として107条図書の採択ができます。

検定済教科書又は著作教科書と107条図書を併せて給与することはできません。例えば、中学校音楽の検定済教科書と一般図書の歌集とを併せて給与することはできません。

**留意事項 107条図書を選定・採択**

次のような図書は無償給与の対象となりません。

道徳における図書

後期用として給与すること(拡大教科書を除く)

教室への備え付けが目的の図書

**実践紹介：107条図書の調査研究**

平成18年度、県立盲・ろう・養護学校においては、平成19年度使用の107条図書の調査研究について、知的障害のある児童生徒の実態を踏まえ、次のような観点等により進めました。

**児童生徒の実態**

知的機能及び適応行動の状態に応じた教育内容・方法が必要である。

学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことがある。

実際的な生活経験が不足しがちであるため、抽象的な内容より、実際の・具体的な内容の指導が効果的である。

**教科書選定の観点**

児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性及び発達段階に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

**調査研究の観点**

**内容の特徴・程度**

- ・児童生徒の生活に結び付いた学習活動が展開できるような分かりやすい内容であり、学習指導要領に示されている各教科の目標・内容と適合しているか。
  - ・児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した内容であるか。
- 構成・配列・分量**
- ・児童生徒の興味・関心を高める構成・配列・分量となっているか。
  - ・内容が系統的・段階的に配列されており、無理なく学習することができるか。
- 表現・表記**
- ・絵や文字、配色等が児童生徒の興味・関心を高めるとともに、内容を理解しやすいよう工夫されているか。
- 印刷・製本**
- ・紙質や装丁、大きさは扱いやすく丈夫であるか。

**参考文献**

広島県教育委員会「平成19年度用学校教育法107条の規定による教科用図書選定資料」平成18年